

平成 2 7 年第 5 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会  
(平成 2 7 年 5 月 2 5 日)

召集年月日 平成27年5月25日(月)

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 平成27年5月25日 午前10時01分

閉会 平成27年5月25日 午前11時08分

出席委員(18名)

2番	山本 治	3番	小原好一	4番	西 忠彦(会長)
5番	中川啓二	6番	福井明美	7番	寺本清二
8番	中嶋義男	9番	森口精治	10番	渡辺俊策
11番	東 茂正	12番	木村正行	14番	石橋高志
16番	細川正博	18番	福尾達雄	19番	藤原義隆
20番	小畑信幸	21番	田中 廣(職務代理)		
22番	大下利男				

欠席委員(10名)

1番	山本 修	13番	山下大三郎	15番	栗谷善一
17番	小間美也子				

出席事務局

事務局長 反田志郎 次長 島田文紀 書記 竹浦千鶴

提出議案

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について

報告第 8号 農地変換届(西村)

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成27年第5回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、議会推薦委員の交替がございましたのでご紹介させていただきます。

4月29日付で退任されました9番小川委員、16番猿橋委員に変わり、5月8日の臨時議会において、議会からの推薦を受けました、万願寺の森口精治さん、名田庄口坂本の細川正博さんを新たに農業委員として任命させていただきました。議席は勝手ながら森口委員におかれましては9番、細川委員におかれましては16番とさせていただきます。

お二人より一言ご挨拶をいただきます。

森口委員お願いいたします。

(森口委員挨拶)

細川委員お願いいたします。

(細川委員挨拶)

本日は、1番山本委員、13番山下委員、15番栗谷委員、17番小間委員、の4名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案と報告1件を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、平成27年第5回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

県の農業委員会の会議に出席し、私達の任期は本来は12月19日まででございますが、3月末までとなりまして、4月から町長任命の農業委員となるそうでございます。今後、事務局から詳細な説明もあるかと思っております。任期いっぱい、よろしくお願い致します。

それでは、本日上程の2議案と報告事項1件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 それではただ今から議事に入ります。  
本日の出席委員は、22名のうち18名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、6番 福井委員さんと7番 寺本委員さんを指名いたします。

議長 日程2 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議についてを議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長  
議案第14号は、〇〇区〇〇〇が集落の避難場所兼駐車場を確保するため、同じく〇〇区の〇〇〇〇氏の農地を転用し、賃借権により駐車場を整備するものであります。

詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長

(議案朗読)

貸人の〇〇氏は、現在〇〇区区長でもありまして、申請地が自分の所有地であることから、両申請者になっております。

申請地へは〇〇〇〇川を渡りますので、橋の取り付け

の許可を河川管理者の役場建設課で受けております。

この申請の許可基準は、申請地は、第2種農地（その他の農地）の要件である中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

駐車場が必要な経緯ですが、お寺の駐車場が狭いので近くに駐車場を確保したいことと、災害時の区民の避難場所も確保したいとのことで、集落の話し合いで申請地を借りることが決まりました。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

寺本委員 　　はい、議長

寺本委員 　　本案の現地を、19日の午前中に、小間委員と事務局2名と確認してまいりました。

〇〇区は大きい集落ですけれど、集落の中の道は狭く家も並んでいまして、集落の中心にある公民館や神社にも十分な駐車場はありません。申請地は集落の端の山際にありまして、耕作はされていない農地でもありますし、転用はやむを得ないと判断しました。

議長 　　ご報告ありがとうございます。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（なし）

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

（異議なし）

議長 　　ご異議がないようでございますので、  
議案第14号農地法第5条第1項の規定による農地の転

用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

会 長 日程3に入ります前に、私の案件がございますので、おおい町農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」の規定により、一時、席を外させていただきます、会長代理の21番田中委員に議長をお願いしたいと思います。田中代理、お願いいたします。

(会長退席・議長交代)

田中議長 西会長の議事参与の制限から、臨時議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは日程3 議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議についてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。

それでは、議案について事務局に説明させます。

局 長 議案第15号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。詳細については、書記に説明させます。

書 記 はい、議長

(議案朗読)

今回の設定件数は9件でありまして、うち7筆95.29aについては、〇〇が〇〇〇の6人から利用権設定により借り受ける用地に、〇〇〇〇〇事業のための施設を整備するものです。他の2筆については、個人、〇〇〇でございますが、使用賃借権により3年間借り受けるものであります。個人間の2筆につきましては、効率的利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、下限面積以上であり、地域調和も図られるなど、いずれも、農地法第3条第2項各号には該当せず、町が定めております「農業

経営基盤の強化に促進に関する基本的な構想」に照らし  
ましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

〇〇〇の〇〇〇〇の利用権設定につきましては、次長  
が説明いたします。

次 長 はい、議長

〇〇〇地係における利用権設定については、町の〇〇  
〇〇〇〇である〇〇〇〇〇〇〇〇が、個人から農地を借り  
受けて、〇〇〇〇〇〇〇〇を整備し、〇〇〇の生産販売と  
観光農園経営を行うためのものです。

いわゆる一般法人の農業参入となります。

農地法の改正後、一般法人については農地の貸借によ  
り農業参入することが可能となりましたが、貸借契約に  
おいて、借受人が農地を適正に利用しないときは貸付人  
が契約を解除することができる「解除条件付き」利用権  
設定であること。また、集落における農道、水路等の維  
持活動への参画など、地域との合意形成がなされている  
ことなどが審査の基準となっております。

今回申請の7筆9,529㎡は、「解除条件付き」利用権  
設定でありまして、いずれも賃借によるものです。

なお、〇〇〇〇〇〇の整備計画につきましては、〇〇  
〇〇〇〇計5,000㎡、付帯施設として〇〇〇〇〇〇〇〇が  
整備される計画となっており、付帯施設を含めていわゆ  
る農業用施設となります。

申請地は農用区域内にある農地でありますことから、  
農地から農業用施設用地への転用が必要ということにな  
りますが、今回の利用権設定においては、農業用施設開  
発用地についての利用権を設定することとなっております。

この開発という言葉は「転用」を示しておりまして、  
つまり現況「農地」を転用して、農業用施設用地を整備  
する農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃  
借権設定と同じ効力を持つものです。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定  
は、多数の農用地所有者と借受人が同意のうえ行うもの  
で、個人の恣意が調整されたものであること、また、市  
町村により基本構想と利用集積計画を定められることか  
ら、農地法の基本理念に反しない範囲で自主的に・公正





議長 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 設定状況に新・再とあるのは、全て新規設定ではないのか。  
施設は町が整備するのではないのか。

局長 再設定とありますのは、既に〇〇〇〇さんにより利用権が設定されております。  
つづいてのご質問ですが、〇〇〇〇が定款に基づいて整備し、委託ではなく、〇〇〇〇が流通や販売もサポートしていきます。施設整備は国と県、町の補助もあります。この補助分の残りにつきましては、経営者がハウスの耐用年数14年とのことですので、耐用年数の14年間で〇〇〇〇に返還していくことになります。

議長 それでは何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

これにて、議案第15号の審議が終了しましたので、西会長の入室の準備をお願いするとともに、議長を交代します。

(会長入室・議長交代)

西議長 それでは、改めまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 日程4 報告第8号 農地変換届について を議

題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 報告第8号は〇〇〇〇区の農地変換届でございますが、先月の第4回農業委員会にて工事着工の事前報告をいたしましたものでございます。

申請地は〇〇集落対岸の不耕作となっている5筆の田を、畑として一体に埋め直し果樹園にするものでございます。詳細は書記に説明させます。

書記 (議案朗読)

申請地へは車で行ける道路がついておりませんが、以前は船で渡り水稻をしていたと聞いております。

また、土地改良区域になりますので、この委員会の数日後に土地改良区事務局の現地確認が行われると聞いておまして、申請地には土地改良区の道路と水路がございまして、盛土に合わせて道路と水路を復旧させるということです。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんからご報告願います。

寺本委員 はい、議長

寺本委員 本案につきましては、船で渡る必要がございますので現地確認は行っておりませんが、〇〇の海岸道路を通ったことのある方はご存じかと思いますが、〇〇集落対岸の〇〇〇の〇〇〇の先に申請地があります。

19日に事務局から届出の説明を受けました後、所有者に確認したところ、平成13年ごろまでは先代が船で渡り、申請地に農舎を建て農機具を保管し、農業をしていたそうですが、先代が亡くなってからは不耕作となっているそうです。

〇〇を作ると聞いておりますが、〇〇はある程度大きくなるまでは手をかけてやらなければなりませんし、申請地には町の金網柵が張ってありませんので、鹿、いのししの被害が心配されます。地元委員としても、今後の経過確認と指導を行ってまいります。

議 長 事務局からの説明と農地委員さんからの報告がありました  
ましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての  
日程を終了いたします。

議 長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いい  
たします。

書 記 (事務局報告事項)

議 長 それではこれで、平成27年第5回の委員会を終了い  
たします。慎重審議ありがとうございました。